## 決まりすました～小郡市第6期介護保険事業計画について～

市は，小郡市第 6 期介護保険事業計画を策定し，平成27年度から29年度の3年間の介護保険料を決定しま した。

介護保険料は3年ごとに見直しを行っており，小郡市第6期介護保険事業計画の中で，平成27年度から29年度の 3 年間で市が必要とする介護保険サービスの総費用額（利用者負担を除く）を約 120 億円と見込んでいま す。このうち $22 \%$（平成 26 年度までは $21 \%$ ）を 65 歳以上の人の介護保険料でまかなうこととなっていますが， このままでは保険料が高額となるため，介護給付準備基金を取り崩して充てるなどの減額対策を行い，これを 65 歳以上の被保険者数で割ることによって，一人当たりの平均保険料（保険料基準額）を算定しています。
第6期介護保険事業計画では，保険料基準額（一人当たり の平均保険料）を4，760円と決定しました。（第5期の月額 4,100 円から約 $16.1 \%$ の増額ですが，この基準額は県内で最低額です）

これまで基準額をもとに保険料を所得に応じて10段階に設定していましたが，国の基準の変更に伴い11段階に見直 しました。
平成27年度の保険料の納付については，特別徴収（年金天引き）の人は，平成 27 年 $4 \cdot 6$ 月期を 2 月の保険料と同額で年金から天引きを行い，7月に平成26年中の所得をもとに保険料を決定します。また，昨年度と比べて保険料額が著 しく上昇した人は，年間を通じて負担が平準化するように
 8 月期で調整を行います。また，普通徴収の人は7月に保険料を決定し，7月から平成28年2月までの8期に分けて毎月納付書もしくは口座引き落としでの納付となります。

介護保険料が第5期（平成24～26年度）と比較して上昇している主な理由は以下のとおりです。 （1）65歳以上の方の負担割合が $21 \%$ から $22 \%$ へ増加

（2）要介護認定者数の増加により介護保険の費用額が上昇

小那市の介護保険料基準額の稻り变わり

| $\begin{gathered} \text { 第 } 1 \text { 期 } \\ \text { (平成 } 12 \sim 14 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 3，040円 |
| :---: | :---: |
| 第2期 （平成15～17年度） | 3，380円 |
| 第3期 （平成18～20年度） | 3，950円 |
| 第4期 <br> （平成21～23年度） | 3，760円 |
| 第5期 （平成24～26年度） | 4，100円 |
| $\begin{gathered} \text { 第6期 } \\ \text { (平成 } 27 \sim 29 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 4，760円 |

## 第6期（平成27～29年度）の介護保険料が

## 平成27～29年度の介謢保険料

| 保険料段階 | 段階別保険料上段（年額）下段（月額） |  | 対 象 者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1段階 | $\begin{gathered} \text { 28,560円 } \\ \text { (月額2,380円) } \end{gathered}$ | 基準額 $\times 0.50$ | －生活保護受給者，市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 <br> －市町村民税非課税世帯で，課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人 |
| 第2段階 | $\begin{gathered} \text { 37,080円 } \\ \text { (月額3,090円) } \end{gathered}$ | 基準額×0． 65 | 市町村民税非課税世帯で，課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超 120 万円以下の人 |
| 第3段階 | $\begin{gathered} \text { 42,840円 } \\ (\text { 月額3,570円) } \end{gathered}$ | 基準額×0． 75 | 市町村民税非課税世帯で，課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の人 |
| 第4段階 | 51，360円 （月額4，280円） | 基準額×0．90 | 市町村民税課税世帯のうち本人非課税で，課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の人 |
| 第5段階 | 57，120円 （月額4，760円） | 基準額 | 市町村民税課税世帯のうち本人非課税で，課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超の人 |
| 第6段階 | $\begin{gathered} \text { 68,520円 } \\ \text { (月額5,710円) } \end{gathered}$ | 基準額×1． 20 | 市町村民税本人課税者のうち，合計所得金額が 120万円未満の人 |
| 第7段階 | $\begin{gathered} 74,160 円 \\ \text { (月額6,180円) } \end{gathered}$ | 基準額×1．30 | 市町村民税本人課税者のうち，合計所得金額が 120万円以上190万円未満の人 |
| 第8段階 | $\begin{gathered} \text { 85,680円 } \\ (\text { 月額7,140円) } \end{gathered}$ | 基準額×1． 50 | 市町村民税本人課税者のうち，合計所得金額が 190万円以上290万円未満の人 |
| 第9段階 | 97，080円 （月額8，090円） | 基準額×1．70 | 市町村民税本人課税者のうち，合計所得金額が 290 万円以上 450 万円未満の人 |
| 第10段階 | $\begin{gathered} \text { 108,480円 } \\ \text { (月額9,040円) } \end{gathered}$ | 基準額×1．90 | 市町村民税本人課税者のうち，合計所得金額が 450 万円以上 600 万円未満の人 |
| 第11段階 | 114，240円 <br> （月額9，520円） | 基準額 $\times 2.00$ | 市町村民税本人課税者のうち，合計所得金額が 600万円以上の人 |

## 第6期小郡市介護保険事業計画では，誰もが安心して暮らせるようにサービスを充実させていきます

第6期介護保険事業計画では事前に行った実態調査での「できるだけ長＜自宅（居宅） で過ごしたい」「負担に見合ったサービスを受けたい」などの二ーズを踏まえ，平成 27 ～ 29年度の 3 年間で介護が必要な人を支える仕組みづくりとして，さまざまなサービスを新設•拡充させていきます。


## 

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（29床以下の小規模特別養護老人ホーム） を整備します。

## 

看護小規模多機能型居宅介護（「通い」，「泊 まり」，「訪問介護」，「訪問看護」を一体的に提供するサービス）を整備します。

